

## 教育基本法における規定

- 第1条** 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。
- 第5条第2項** 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

## 第1期むつ市教育大綱策定時からの変化

- (1) **社会状況の変化**  
人口減少・高齢化に伴う児童生徒の減少、高齢者の増
- (2) **教育を取り巻く環境の変化**
  - 児童生徒1人に1台のタブレットパソコン配布と校内ネットワーク整備
  - 高等教育機関（短期大学、4年制大学）の誘致
  - 少人数学級への移行（小学校）
  - 小学校教科担任制への移行 など



## 第2期むつ市教育大綱の考え方

- むつ市教育大綱はむつ市の子供たちの育成という最も重要な分野について、市としての方針を示すもの**
- (1) 現教育大綱の「全国のトップクラスの学力」「郷土愛の醸成」の方針は継続する
  - (2) (1)を踏まえ、構成も含めて抜本的に見直す
  - (3) 現状に合わせて大綱の内容を精査
  - (4) むつ市の教育の新たな柱を構築



## 国の第3期教育振興計画（平成30年～令和4年）

- (1) **夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する**  
確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成 など
- (2) **社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する**  
グローバル人材の育成、スポーツ・文化等多様な分野の人材育成など
- (3) **生涯学び活躍できる環境を整える**  
生涯学習の推進、人々の暮らしの向上、社会の持続的発展のための学びの推進 など
- (4) **誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する**  
多様なニーズに対応した教育機会の提供 など
- (5) **教育施策推進のための基盤を整備する**  
持続可能な学校指導体制の整備、ICT基盤整備、児童生徒の安全確保 など



## 第2期むつ市教育大綱の構成

### 重点項目

- (1) **学力の向上（大学入試制度改革 等）**  
①明確な目標設定 ②主体的な学習の推進 ③幼保小連携
- (2) **体育・健康教育の充実**  
①健康な体を育む学校づくり ②安全・防災教育の推進  
③スポーツ環境の整備
- (3) **夢を育む教育（高等教育機関誘致関係 等）**  
①学力の保障を通じた生きる力の育成 ②特別支援教育の充実  
③キャリア教育の充実 ④豊かな心の育成
- (4) **地域とともにある学校**  
①ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育  
（「むつ市を育てる」人材の育成）  
②家庭・地域との連携強化 ③多様な学習機会の提供
- (5) **教育基盤の整備（新）**  
①教育基盤の整備（タブレットパソコン関係）  
②廃校校舎の利活用
- (6) **社会教育の充実（新）**  
①生涯学習の推進 ②公民館事業の充実 ③図書館事業の充実
- (7) **変化に対応できる人材の育成（新）**